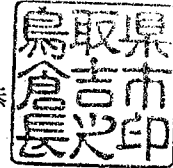


倉吉市公告第 23 号

倉吉市水害ハザードマップ作成業務について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

倉吉市長 広田 一恭



1 業務の概要

- (1) 業務の名称
倉吉市水害ハザードマップ作成業務
- (2) 業務の委託期間
契約を締結した日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで
- (3) 業務の内容
倉吉市水害ハザードマップ作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 業務の上限提案額
17,323 千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）
今年度実施する環境構築に係る経費の上限額：16,123 千円
令和 9 年度から令和 12 年度末までの維持経費の上限額：1,200 千円

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、公告の日（令和 8 年 9 月 18 日）から企画提案書の提出期限（令和 8 年 10 月 16 日）までの間のいずれの日においても、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国内に本店を有する法人その他の団体であること。
- (2) 過去 10 年以内（平成 28 年 4 月 1 日以降）に地方公共団体から以下の業務を受託し、完了した実績があること。
ア 印刷版ハザードマップデータ作成業務
イ 公開型 GIS 版ハザードマップ構築業務
- (3) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 「土木関係建設コンサルタント業務」を登録区分として令和 8 年度倉吉市測量等業務入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (8) 公告日において、JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又は JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）の認証を取得している者であること。
- (9) 公告日において、ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を取得している者であること。

3 スケジュール

公告	令和8年9月18日（金）
質問書の提出期限	令和8年9月30日（水） ※午後5時必着
質問書に対する回答	随時 最終回答 令和8年10月2日（金）
参加申込書等の提出期限	令和8年10月7日（水） ※午後5時必着
参加承認の通知	令和8年10月9日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年10月16日（金） ※午後5時必着
第1次審査結果の通知	令和8年10月21日（水）
第2次審査の実施 （プレゼンテーション）	令和8年10月27日（火）（予定）
第2次審査結果の通知 （最優秀案の決定）	令和8年10月30日（金）（予定）
契約の締結	令和8年11月6日（金）（予定）

4 質問及び回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある者（以下「質問者」という。）は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出書類 公募型プロポーザルに関する質問書（様式1）

イ 提出期限 令和8年9月30日（水）午後5時必着

ウ 提出方法 持参又は電子メールによる。

なお、持参する場合の受付時間は、倉吉市の休日を定める条例（平成元年3月10日条例第2号）第2条第1項に規定する日（以下「市の休日」という。）を除く日の、午前8時30分から午後5時までとする。

エ 提出場所 後記12の担当部局（以下「担当部局」という。）

(2) 質問書に対する回答

提出のあった質問書に対しては、令和8年10月2日（金）までに質問者に電子メールで回答するとともに、倉吉市の公式ホームページで公表する。

5 参加申込み

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 提出書類（各1部）

（ア） 公募型プロポーザル参加申込書（様式2）

（イ） JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又は JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）の取得証明書の写し

（ウ） ISO9001（品質マネジメントシステム）の取得証明書の写し

（エ） 会社概要等のパンフレット

イ 提出期限 令和8年10月7日（水）午後5時必着

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）による。

エ 提出場所 担当部局

(2) 参加の承認

本プロポーザルの参加を承認する場合には、令和8年10月9日（金）までに担当部局から本プロポーザルの参加申込みを行った者に電子メールでその旨を通知する。

6 企画提案

(1) 企画提案書の提出

本プロポーザルの参加を承認された者（以下「参加者」という。）は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類（原本1部・副本6部）

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式3）

(イ) 企画提案説明書（様式4-1、様式4-2及び様式4-3）

次の3項目に関し、企画提案を行うこと。なお、企画提案説明書には、企画提案の内容を簡潔かつ明瞭に記載し、補足説明は、参考資料の添付により行うこと。

区分	項目	概要
企画提案①	倉吉市の豪雨災害の地域特性、リスク等について	倉吉市の地勢、社会情勢等を踏まえた豪雨災害の地域特性、リスク等を分析し、その要旨等を提案すること。
企画提案②	倉吉市に適した避難計画の考え方等について	企画提案①を踏まえ、倉吉市に適した避難計画の考え方、計画の検討方法等を提案すること。
企画提案③	市民目線のハザードマップ（印刷版、公開型GIS版）を作成するための工夫、作成後の活用方法について	企画提案②を踏まえ、市民目線のマップを作成するために施す工夫、マップの活用方法等を提案すること。

(ウ) 業務経歴書（様式5）

地方公共団体の印刷版ハザードマップデータ作成業務及び公開型GIS版ハザードマップ構築業務を元請けとして直接受託した直近の実績（令和8年3月31日までに完了した業務に限る。）を記載すること。

なお、業務経歴書に記載した業務の契約書の写し及び当該業務が完了したことを証する書類を添付すること。

(エ) 業務の実施体制調書（様式6）

本業務の実施体制を具体的に提示すること。

なお、本調書に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の健康保険被保険者証の写し、管理技術者及び照査技術者が保有する資格を証する書類の写し、管理技術者等の直近の業務実績（地方公共団体のハザードマップ作成に係る業務に携わった実績（令和8年3月31日までに完了した業務に限る。））を証する書類の写しを添付すること。

(オ) 業務工程表（様式7）

仕様書第2章第1に記載する業務ごとに実施可能な業務工程を提示すること。

(カ) 提案見積書（様式8）

金額は、消費税等を含む価格を記載すること。

なお、仕様書第2章第1に記載する業務ごとの見積額の内訳及び積算根拠を示した積算内訳書（任意様式）を添付すること。

イ 提出期限 令和8年10月16日（金）午後5時必着

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

ウ 提出場所 担当部局

エ 提出方法 企画提案書の原本と副本をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる。）し、持参すること。

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

ア 本プロポーザルは、倉吉市の職員で構成する倉吉市水害ハザードマップ作成業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書による第1次審査及び企画提案説明書に係るプレゼンテーションによる第2次審査を行う。

イ 第1次審査

(ア) 第1次審査は、審査基準に基づき、選定委員会が参加者から提出のあった企画提案書を審査し、その合計得点の上位3社を第2次審査に参加する者（以下「第2次参加者」という。）として選定する。

なお、参加者が3社以内の場合には、第1次審査を省略し、全ての参加者を第2次参加者として選定する。ただし、この場合における第2次審査は、審査基準の第1次審査配点を用いて審査することとする。

(イ) 第1次審査の結果は、令和8年10月21日（水）までに全ての参加者に書面で通知するものとする。なお、第2次参加者に対しては、第2次審査の実施日時を併せて通知する。

ウ 第2次審査

(ア) 第2次審査は、審査基準に基づき、選定委員会が第2次参加者の企画提案説明書に係るプレゼンテーションを審査し、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。ただし、各評価項目の合計得点が総配点の6割に満たない者は候補者とししない。

(イ) 第2次審査の実施日は、令和8年10月27日（火）とし、実施時間は別途通知する。

(ウ) 1社当たりのプレゼンテーションの時間は60分間とし、提案時間最大45分、質疑応答最大15分とし、提案説明は本業務に従事する者が3人以内で行うものとする。

(エ) 審査の順番は、第2次参加者のうち、企画提案書の受付の早い順に第2次参加者の意向を確認して決定する。

(オ) 第2次審査の結果は、令和8年10月30日（金）までに全ての第2次参加者に書面で通知する。

(2) 審査基準 本プロポーザルの審査基準は、次のとおりとする。

審査基準	審査の視点	第1次 審査配点	第2次 審査配点
業務実績	同等の業務を適正に履行した実績が十分にあるか。 [評価方法] 相対評価 [採点基準] 良い10点～普通5点～悪い1点	10	—
実施体制	業務の実施体制が十分に整っているか。また、管理技術者等は、業務を遂行する上で十分な知識と経験を有しているか。 [評価方法] 相対評価 [採点基準] 良い10点～普通5点～悪い1点	10	—
企画提案①	倉吉市における豪雨災害の地域特性、リスク等を的確に捉えているか。 [評価方法] 相対評価 [採点基準] 良い15点～普通7.5点～悪い1点	15	15
企画提案②	倉吉市の豪雨災害の地域特性等を踏まえた適切な避難計画の考え方を提案しているか。 [評価方法] 相対評価 [採点基準] 良い20点～普通10点～悪い1点	20	20
企画提案③	創意工夫を加えた見やすく、分かりやすく、使	25	25

	いやすい「市民目線」のハザードマップ（印刷版、公開型 GIS 版）を提案しているか。 [評価方法] 相対評価 [採点基準] 良い 25 点～普通 12.5 点～悪い 1 点		
業務工程	提案内容に適した業務工程を検討しているか。 [評価方法] 相対評価 [採点基準] 良い 10 点～普通 5 点～悪い 1 点	10	—
見積金額	提案見積書の金額 [評価方法] 相対評価 [採点基準] 10 点×（最低見積金額／見積金額）	10	—
合計		100	60

(3) その他

ア 審査内容は非公開とし、審査結果に関する異議申立ては受付けない。

イ 企画提案書を提出した者が 1 者の場合は、選定委員会を開催し、公募型プロポーザル方式に係る手続きを中止することがある。

8 最優秀案等の選定及び契約締結の交渉

- (1) 第 2 次審査の結果により、その合計得点の高い順に順位を決定し、最も高い得点を得た第 1 位の企画提案を最優秀案として選定する。
- (2) 第 1 位となる企画提案が複数ある場合には、提案見積書の金額が最も低い企画提案を最優秀案として選定する。
- (3) 最優秀案を提案した者（以下「受託候補者」という。）と随意契約による契約の締結に向けた交渉を行う。なお、交渉が不調となった場合には、上位の企画提案から順にその提案を行った者と交渉を行う。

9 接触の禁止

参加申込者は、受託候補者が選定されるまでの間、担当部局及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、選定委員会に属する職員に対し、本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記 2 の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提案見積書の金額が前記 1 (4) の業務の上限提案額を超えている場合
- (3) 前記 6 の提出期間、提出場所、提出方法等に適合しない企画提案を行った場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期間を過ぎた後の提出書類の差替え、修正又は変更は、これを認めない。
- (3) 倉吉市と契約を締結する受託候補者は、提出書類の業務工程表に記載する内容に基づき、本業務を実施するものとし、倉吉市の承諾なく業務工程を変更することはできないものとする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、倉吉市が本プロポーザルの報

告、公表等のために必要な場合は、参加申込者の承諾を得た上で、提出書類を無償で使用するものとする。

- (6) 管理技術者等は、本公告の日において受託候補者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。また、倉吉市と契約を締結することとなった受託候補者は、管理技術者等を配置するものとし、当該管理技術者等の交代は、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めない。
- (7) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、当該契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (8) 契約書の作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (9) 本業務の委託料の支払は、全額精算払を予定している。
- (10)本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）等の関係法令等の定めるところによる。
- (11) 本業務は、社会資本整備総合交付金を活用して執行することから、当該交付金の交付決定がなされなかった場合には、本プロポーザルの執行を中止し、又は、受託候補者と随意契約の締結に向けた交渉を行わない場合がある。

12 担当部局（書類提出先・問い合わせ先）

倉吉市総務部防災安全課防災安全係（担当：坂本）

〔所在地〕〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地

〔電話〕0858-22-8162（直通）

〔電子メール〕bousai@city.kurayoshi.lg.jp